

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000350 水道施設電気計装機器保守点検（その2）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原地内外
相 手 方	種 類	業務委託
	概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設電気計装保守点検</li> <li>原町水道事業 実施機器 22台</li> <li>小高簡易水道事業 実施機器 42台</li> </ul>
根 拠 規 定	名 称	株式会社日立製作所 東北支社
	代 表 者	支社長 成田 新
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町四丁目1番25号
随 意 契 約 理 由 の 説 明	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、施設内の計装機器の機能を維持し、円滑に稼働させるため、保守点検業務を実施しようとするものである。</p> <p>点検対象機器は日立製計装機器であり、保守点検の実施にはメーカー独自の技術力が必要であることから、日立製作所と随意契約とするものである。</p>		
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000371 林道除草（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市 小高区 飯崎地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	除草業務（3路線） 延長 L = 3,058.4m 除草 A = 18,350.4㎡
相 手 方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本委託は、主に機械による林道の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合は数多くの市内業者で構成されており、作業員の確保ができること、また、市内全域の林道状況を把握しており、市からの業務に十分対応できることなど、本業務を遂行できるのは上記組合のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000396 工業用水道 電気計装機器保守点検（その1）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛来字大沢 地内外
契 約 内 容	種類	業務委託
	概要	・水質計器点検 1回 ・計測機器点検 1回 ・テレメータ点検 1回
相 手 方	名称	東芝インフラシステムズ株式会社 東北支社
	代表者	支社長 平 幸夫
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目1番29号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  本工事は、工業用水道施設の浄水機能を維持し円滑な運用を図るため、電気計装機器の保守点検を行うものである。 点検対象機器は東芝インフラシステムズ株式会社の製品であり、点検にはメーカー独自の技術力が必要であることから、東芝インフラシステムズ株式会社と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [ 建設部水道課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000409 牛越浄水場外薬品注入設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原地内外
	種類	業務委託
相 手 方	名称	株式会社ウォーターテック 北日本支店
	代表者	支店長 林 直道
根 拠 規 定	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡2丁目2番10号
	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、薬品注入設備（次亜注入機及びPAC注入機）の保守点検業務を行うものである。 点検対象機器はすべて当該業者の製品であり、点検にはメーカー独自の技術力が必要であることから、当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

# 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000414 横川ダム機械設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字滝地内
	種類	業務委託
概 要	概要	機械設備保守点検業務 取水ゲート 12門、洪水吐ゲート 2門、 ホロージェットバルブ 2基、導水路ゲート 2門、 分水ゲート 2門、除塵機 2基
	名称	株式会社 I H I インフラ建設 東北支店
相 手 方	代表者	支店長 太田 和宏
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町一丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務は、横川ダムの機械設備保守点検業務であり、上記業者が開発設置したもので既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 [ 経済部農林整備課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000416 横川ダム電気設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字滝地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	電気設備保守点検業務 横川ダム監視局1箇所、横川ダム警報局5箇所、横川ダム観測局3箇所 横川ダム観測警報局3箇所、横川ダム直流電源装置1基、 気象観測装置1基、埋設計器1基、地震計1基 ブラムライン1基、水位計2基
	名称	株式会社有電社 東北支店
相 手 方	代表者	支店長 加藤 直基
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区二日町18番25号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  本業務は、横川ダムの電気設備保守点検業務であり、上記業者が開発設置したもので既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000420 高の倉ダム機械・電気設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高倉字細倉地内
	種類	業務委託
概 要	概要	機械・電気設備保守点検 取水ゲート 6門、洪水吐ゲート 2門、開閉装置 1基 ホロージェットバルブ 1基、非常用バルブ 1基 河川放流ゲート 1門、分水口ゲート 2門 電気設備 一式
	名称	株式会社丸島アクアシステム 東北支店
相 手 方	代表者	支店長 渡邊 秀典
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務は、高の倉ダムの機械・電気設備保守点検業務であり、上記業者が開発設置したもので既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000461 減圧弁保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北長野字北原田地内外
	種類	業務委託
概要		減圧弁保守点検業務 一式 内部点検及び調整 N=4基 外部点検及び調整 N=12基
相 手 方	名称	株式会社森田鉄工所 東京営業支店
	代表者	支店長 奥村 一志
	所在地	東京都 千代田区 岩本町1丁目8番15号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>既存の機械（減圧弁）については、上記業者の製品であり、保守点検の実施にあたっては、独自の技術力が必要となるため、他の業者での実施は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 建設部水道課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。



## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000508 遠方制御装置保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	・テレメータ点検(牛越浄水場系) 1回 ・テレメータ点検(大谷浄水場系) 1回
	相 手 方	名 称 東日本エンジニアリング株式会社 代 表 者 代表取締役 荒木 宏和 所 在 地 山形県 山形市 流通センター二丁目11番5号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  本業務は、各施設の浄水機能を維持し円滑な運用を図るため、テレメータの保守点検を行うものである。保守点検にはメーカー独自の技術力が必要であるが、メーカーであるアンリツ株式会社は自社による保守点検事業を行っておらず、東日本エンジニアリング株式会社と業務委託契約し、保守点検事業をすべて移管しているため、実施可能なのは東日本エンジニアリング株式会社のみであることから、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [ 建設部水道課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000532 農業集落排水処理施設最適整備構想策定業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区寺内字古川地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	・調査診断業務 2施設 鹿島西部地区農業集落排水処理施設 鹿島南部地区農業集落排水処理施設 ・構想策定業務 3施設 鹿島西部地区農業集落排水処理施設 鹿島北部地区農業集落排水処理施設 鹿島南部地区農業集落排水処理施設
	名称	福島県土地改良事業団体連合会
相 手 方	代表者	会長 車田 次夫
	所在地	福島県 福島市 南中央三丁目36番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本業務は鹿島農業集落排水処理施設（西部処理区、北部処理区、南部処理区）の劣化状況、機能の調査診断業務及び、施設機能を保全する為の対策を定める構想策定業務である。</p> <p>上記業者は当該施設の建設設計を行った後、全ての設計業務や診断業務を行ってきているため、当該施設を熟知している。また、今回委託する、専用システムを利用した調査診断業務及び構想策定業務の両業務を的確かつ迅速に業務遂行可能なのは、当該業者のみの為、地方自治法施行令第167条2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000582 健康づくりトレーニングセンター建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉地内
	種類	業務委託
概 要	監理業務 健康づくりトレーニングセンター 新築 ・鉄骨造 平屋 ・延べ面積：345.87㎡ 外構工事	
	名称	株式会社杜設計
相 手 方	代表者	代表取締役 鈴木 宏幸
	所在地	福島県 福島市 東中央二丁目3番地の8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  本業務は、健康づくりトレーニングセンター建設工事の工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知しており、よりの確な工事監理を行うことが出来る。 よって、当該工事に係る設計業務を行った上記設計業者との契約を随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 鹿島区地域振興課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000607 過年発生公共災害復旧事業橋梁詳細設計（東畑橋）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高倉字東畑地内
	種類	業務委託
概 要	概要	橋梁詳細設計業務委託 設計業務 測量業務 N=1.0式 地質調査 N=1.0式 解析業務 N=1.0式 橋梁詳細設計 L=17.9m 道路詳細設計 L=20.0m
	名称	株式会社千代田コンサルタント 南相馬営業所
相 手 方	代表者	所長 赤木 恵
	所在地	南相馬市 原町区高見町二丁目15番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  本業務は、令和元年度東日本台風及び10月25日豪雨により被災した箇所の復旧工事のための必要な調査、測量、設計を行い、設計図面、数量計算書等の作成を目的とする。 当該業者は、令和元年東日本台風及び10月25日の大雨により被災した箇所の測量業務及び災害査定申請資料を作成していることから、現場に精通しており効率的な業務、早期に完成できるのは当該業者のみの為、随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 建設部土木課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000618 仲町団地9号棟電気設備改修設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区仲町三丁目 地内
	種類	業務委託
相 手 方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 遠藤 雄幸
根 拠 規 定	所在地	福島県 福島市 中町7番17号
		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
		【具体的に記入すること】  今回の業務は、市営住宅の電気設備改修に係る設計業務委託であり、既存の施設・構造に精通している必要があるため、本施設の設計者である当該業者と随意契約するもの。
工事等担当課名 〔 建設部建築住宅課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

# 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000646 浦尻貝塚史跡公園整備事業実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市小高区浦尻字台ノ前地内外
	種類	業務委託
概 要	測量設計延長 L=70.0m 測量 L=0.07km 地質調査 L=20.0m 既存井戸調査 N=1.0箇所 解析業務 N=1.0式 公園実施設計 N=1.0式 建築実施設計 N=1.0式	
相 手 方	名称	ランドブレイン株式会社 郡山事務所
	代表者	事務所長 宮脇 宏考
	所在地	福島県 郡山市 長者一丁目7番20号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本業務は国史跡浦尻貝塚の保存を図りながら、史跡公園として展示施設・造成等を整備する設計業務である。本業務は史跡の発掘調査状況、特質と地形、地質を熟知し、詳細な保護上の課題を踏まえ、保護と活用の両立を図る設計業務が必要である。</p> <p>当該業者は、令和元年度浦尻貝塚史跡公園整備事業基本設計を実施した委託業者であり、史跡の整備事業設計業務について実績を有するとともに、本業務の内容を熟知しており、当該施設整備にかかる保存活用の趣旨を的確に捉え、確実に履行できるのは当該業者のみであることから随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 教育委員会教育委員会事務局文化財課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。